

# 「令和7年度スポーツ機会提供事業企画運営業務」委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和7年度スポーツ機会提供事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

令和7年度スポーツ機会提供事業企画運営業務

## 3 目的

県民のスポーツに関する意識調査結果によると、成人が週に1日以上スポーツを行う人の割合は46.4%と平成29年度の調査結果に比べ増加しているが、20代から60代の大半が全体の平均を下回っている状況にある。

そこで、AIを活用し、自身の適したスポーツ種目の提案や身体の歪みを測定するシセイカルテの体験、スマートバンド等を活用した運動量の測定を実施することにより「運動する」きっかけを作り実践につなげることで、スポーツの実施率向上を目指す。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

## 4 事業費（委託料）

6,562千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・AIによるスポーツ種目の提案や身体の歪みから将来リスクを可視化するシセイカルテ体験会の開催、スマートバンド等を活用した運動量等の目標達成者の募集などを通じて、習慣的に運動をしない者に対してスポーツを始めるきっかけづくりを提供する。

## 7 業務内容

「令和7年度スポーツ機会提供事業企画運営業務」の実施のほか、実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 「令和7年度スポーツ機会提供事業企画運営業務」の企画運営

① 商業施設、市町イベント、武道館等におけるDigSports体験会

- ・実施期間：令和7年7月～9月
- ・対象者：買い物客等 450人（体験会：約75人/日×6回）
- ・開催日数：各会場1日間（合計6日）

- ・商業施設は東中南予のそれぞれで開催すること。
  - ・DigSports 体験会を開催し、身体測定や体力測定結果により、AI が測定者の長所を分析し、自身の適正スポーツを提案することで、スポーツへの心を高め、新たにスポーツを始めるきっかけをつくる。
- ② 商業施設等におけるシセイカルテ体験会
- ・実施期間：令和7年7月～9月
  - ・開催場所：商業施設等
  - ・対象者：買い物客等 600人（約200人/日）
  - ・開催回数：3回
  - ・商業施設等で開催する DigSports 体験会の一部と同時開催を行うこと。
  - ・姿勢測定から身体の歪みの健康上のリスクを認識することで、スポーツの必要性の理解を促進する。
- ③ スマートバンド等を活用した運動測定
- ・実施期間：令和7年8月～8年1月
  - ・対象者：愛媛県民 3,600人（約600人/月）
  - ・歩数・運動量が計測できる既存のアプリ等を活用し、運動意識の向上や自発的な運動習慣の定着を図る。
  - ・県が指定した歩数・運動量の達成者に対して、抽選で県産品等魅力的な商品をお各月抽選で15名に提供する。

## (2) 留意事項

- ・より多くの県民が参加するよう会場選定を行い提案すること。
- ・DigSports やシセイカルテ体験会ではイベント開催後にスポーツ実施へ繋げられる仕掛けを提案すること。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

受託者は、業務を第三者に再委託する場合は、再委託の業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を記載した書面を県に提出し、県の許諾を得ること。

## 10 成果等の帰属及び秘密保持

- (1) 成果等の帰属

本業務で得られた成果、備品等は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。